

平成 26 年 2 月 21 日開会

平成 26 年 2 月 21 日閉会

議会改革推進特別委員会会議記録
(要旨)

久慈市議会事務局

議会改革推進特別委員会会議録

平成26年2月21日（金曜日） 午前10時00分

協議案件

- (1) 議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び条例最終案について
- (2) 議会基本条例運用基準について
- (3) 議会報告会と市民との意見交換会に係る最終報告及び開催要綱について
- (4) 定数報酬等研究最終報告について
- (5) 特別委員会の終結について

出席委員（19名）

- ・桑田鉄男 委員長
- ・小野寺勝也 副委員長
- ・梶谷武由 委員
- ・上山昭彦 委員
- ・泉川博明 委員
- ・木ノ下祐治 委員
- ・畑中勇吉 委員
- ・砂川利男 委員
- ・山口健一 委員
- ・澤里富雄 委員
- ・中平浩志 委員
- ・小柳正人 委員
- ・小倉建一 委員
- ・城内仲悦 委員
- ・中塚佳男 委員
- ・高屋敷英則 委員
- ・宮澤憲司 委員
- ・大沢俊光 委員
- ・濱欠明宏 委員

欠席委員（4名）

- ・下川原光昭 委員
- ・藤島文男 委員
- ・堀崎松男 委員
- ・下舘祥二 委員

その他出席議員

- ・八重櫻友夫 議長

事務局職員出席者

事務局 局長 一田昭彦 事務局次長 嵯峨一郎
庶務グループ 総括主査 高畑伸一 議事グループ 総括主査 田高慎
主任 長内紳悟

午前10時00分 開会

○委員長（桑田鉄男君） ただいまから議会改革推進特別委員会を開会いたします。下舘委員、藤島委員、下川原委員、堀崎委員から欠席の通告があり、また、城内委員、濱欠委員からは遅れるとの通告が

ありました。出席委員は18人です。

それでは、ただちに協議事項に入ります。協議事項（1）「議会基本条例素案に対するパブリックコメント及び条例最終正案について」です。

先月の1月15日から2月14日までの1ヶ月間、条例素案に対するパブリックコメントを募集したところ、14件の市民意見が寄せられました。これを受けまして、2月19日に幹事会を開催し、各意見に対する回答案の協議を行ったところであります。

ここで、配布資料について事務局から説明を求めます。

○事務局（長内紳悟君） お手元に配布のA4横の資料になります。

これは市民から寄せられたパブリックコメントの内容とその回答案であります。2月19日に幹事会で回答案を協議いたしまして、議会の考え方としての案を入れ込んだものです。

また、2月17日には先立って条例策定専門部会においても意見内容を確認していただきました。

市民からいただいた意見12件について、細かく条項順に分類しますと、24件のご意見ご提言となりました。条項順では、前文について6件、第5条の会派について2件、第7条の情報公開について1件、第8条の市民参加と広聴広報活動の充実について3件、第23条の議員定数について1件、第25条及び第26条について1件、あとは条例全般に関わってのご意見が10件であります。

これら各意見に対する回答案について幹事会で協議がなされ、このような案となったものであります。

以上です。

○委員長（桑田鉄男君） 説明が終わりました。回答案についての質問・意見等ありましたらお願いします。

○事務局（長内紳悟君） かいつまんで内容をご説明しますと、前文については、方言と“じぇじぇじぇ”という言葉についての意見が多く寄せられております。

幹事会の中では、方言についてもっと久慈らしく

してもいいのではないかということで協議がなされました。また、“じえじえじえ”という言葉については風化させることなく、今後もこの言葉を大切に、また議会もその言葉で表されるような姿を目指していくんだというような回答案としてございます。

第5条の会派については、“会派を結成するものとする”という規定が少々強すぎるのではないかというご意見でしたので、ここは久慈市議会としての会派の考え方を回答案のなかでしっかりとご説明しましょうということで、久慈市議会では会派を原則に行動し、会派を重んじていきますという回答案としてございます。

第7条の情報公開については、高齢化にも対応したような情報公開があってもいいんじゃないかというご意見でありましたので、ICTといったインターネットを活用した情報公開も進めていかなければなりません、高齢者という視点もしっかり大事にしていきたいというような回答案としております。

第8条につきましては、かだつて会議や議会報告会について、また子供議会をやってくれないかというご提言もありましたので、それらをしっかりとやっていきますというような回答案としてございます。

第23条の議員定数につきましては、面積割を尊重し拙速な定数削減はというご提言をいただいておりますので、そのような点も反映させた議論を展開していきたいというような回答案としてございます。

第25条、第26条につきましては、ご提言のとおり、条例制定後においても運用しながら条例の見直しを図り、さらに良いものにして改革を継続していきたいというような回答案としてございます。

条例全般に関わっては、例えば、条例制定にあたっては第三者機関を設置して市民意見を聴いてはどうかというご提言、通年議会をやらなければならないのではないかというご提言、また小中学生でも理解できるような条例であってほしいというご意見、あとは一般質問では任期中に必ず議員の皆さんが質問を行うよう規定があってもいいのではないかというご提言もいただいております。

これらご意見ご提言に対しまして、検討させていただきますというような回答案としてございます。

以上です。

○委員長（桑田鉄男君） 寄せられたパブリックコメント、そして回答案について再度説明をいただきました。

これを受けてご質問等をいただきたいと思います。

○梶谷武由委員 いろいろな意見が出されましたが、条例案にどのような部分で変更が加わるのかお伺いしたいと思います。

○事務局（長内紳悟君） 実は本日、パブコメに対する回答案の協議と併せて、協議事項(1)では最終条例案の協議も行っていただくわけですが、これらがどのように最終案に反映されていくのかということなんですが、これは本日の全体会でのご決定次第ということにはなります。

幹事会の中では前文についてご意見が多かったということで、これは真摯に受け止めて、前文をもう少し見直そうということになりまして、お手元に一枚もので前文についての見直し案を配布いたしております。

この案にありますとおり、以前よりも久慈らしい表現に見直したところでありまして、この案でもつての最終案ということではどうかという幹事会の協議でありました。

それ以外については、素案から最終案までの中での変更点はなかったところです。

○砂川利男委員 パブリックコメントに対する議会の考え方ですが、課題整理会議ではどういう認識をしているのか、関知していないんですか。

そうでないと、課題整理会議がとってつけたような形で何も意味を成していないことになるので、やはり目を通していただいて、問題点を洗い出さないといけないと思います。

○委員長（桑田鉄男君） 課題整理会議にはかけていないところです。

○議長（八重櫻友夫） 砂川委員さんからお話がありました課題整理会議については、広聴広報の関係で出てきたお話かなという思いで理解していますが、いずれ幹事会の中で協議してもらいました。

来月の議会で承認されますと、4月1日からスタートすることになりますので、進める段階では条例にも載っておりますが議会改革推進会議というのが定められております。その中でこの改正についてはその都度お集まりいただいて協議するようなことに

なると思いますので、ご理解いただきたいと思ます。

○砂川利男委員 幹事会での議論はどういう形の流れになったのか教えていただきたい。

○委員長（桑田鉄男君） 幹事会にかかる前に、パブリックコメントについては条例部会でもお話が出たようですが、いずれ4月1日に条例施行ということですので、その時に議会改革推進会議がスタートすることになります。

そちらのほうで検討をしていただきたいということで、そして幹事会でもそういうことの確認をしました。

○砂川利男委員 私は今の定数報酬部会の関係にしても、広聴広報部会の素案にしても、条例の素案にしても、まだまだ整理する形が必要だと思う。

広聴広報部会の素案の取り組み方によっては、定数報酬の数字も若干変わってくるだろうし。

そういった意味からいえば、それぞれの部会が取り組んできたものに対して、全体会で議論したなかで、それぞれの部会の素案ができたというところで、あとは専門的な人に目を通してもらってからの段階で、本会議で決めて実際に実施していくんだという手順を踏むべきだと思うんですよ。

そういうことをしないで進めて行けば、また実施する段階でそれぞれに問題が出たときに、スムーズに進まなくなって足踏み状態になると思います。

そういう意味からすれば、1年でスタートに持ち込んでいくこと自体が時間的に無理だと思う。なぜそんなに急がなきゃならないのか。

○委員長（桑田鉄男君） 素案についても前回、全体会にお諮りして、これでいいだろうという了承をいただいて、その後において法規審査やパブリックコメントを実施して、今の最終案の段階ということで進めてきたわけです。

○砂川利男委員 取り組み方の手順においては、やはりきちんとしてもらいたいという思いを申し上げた記憶があります。

そういう意味で、試行でできる部分からやったらいいんじゃないかという体制のもとで進めてきたと理解しています。

今の状態でいえば、広聴広報でいえば、一般質問の時間配分でも平等だとは思わないんです。広報の

紙面の取り扱い方からしても平等だとは思わない。それらにしても、専門的な知見もいただいて新しい取り組みにしていくのは、いつ頃になったら形として出てくるのなかというふうに思っていました。

それをもう本会議にかけて決めていくんだという形では、なかなか理解しづらいなという思いです。

○小倉建一委員 3月議会に提案しましょうという皆さんの考えのもとに、回数を増やして会議をしてきて現在に至って、だいたい部分はまとまったから今日議論しながら、最終案をまとめましょうという会議なわけですよ。

その後、一般質問の時間配分とかいうのは出てくると思うんですよね。

まずは条例を作ろうということから始まっているわけですから。

○砂川利男委員 それに関しては反対するつもりもないけども、問題は取り組み方が今のままで本当にいいのか。パブリックコメントにしてもかなり意味深いことも出ているし、これを軽々に無視はできないと思います。

それに対する議会の対応をきちっと示していけないと笑われますよ。

○委員長（桑田鉄男君） パブリックコメントについてですが、意見に対する考え方ということで案を出していますので、これに対するご意見を今お願いしているわけです。

そして、条例最終案に反映させるなり、反映させるべきだというのがあれば、やはり皆さんのご意見を聴きながらだと思います。

○大沢俊光委員 ホームページでパブリックコメントを募集したわけだね。この期間はいつからいつまでだったでしょうか。この期間中に出了ものはありますか。

その後、中村先生がおいでになって、現時点ではゼロだということで、広聴広報部会で責任を感じて、それぞれ委員がコメントをもらえるように張り紙をしたり、歩き回れということで、私も動いたわけですが、そこら辺の流れを教えてください。

○委員長（桑田鉄男君） ホームページだけの募集の時点では2件というふうに聞いております。

その後、広聴広報部会でいろいろ働きかけをしていただいて反響があって、12件になったというこ

とです。

○大沢俊光委員 ホームページで募集したときに、出てきたものをどう扱うかということにスタートしませんでしたか。コメントを出した人に議会の考え方を伝えて返すだけなのか。ただ聞いてみようというスタンスなのか、そもそもの考え方。

○委員長（桑田鉄男君） いただいた意見についての回答は、ホームページ上で公表をするということです。

それで、条例が通りますと、いわゆる議会改革推進会議が設置されますので、そちらのほうにいただいた意見を検討していただきながら取り込む部分は取り込むという感じで、幹事会でも話が出ました。

○大沢俊光委員 今回、前文の“じえじえじえ”に対する意見が非常に多いんです。だから、ここをただ広報で考え方を示しているものなのか、それとも若干意見を取り込むのか、そこら辺があるわけです。

○事務局（長内紳悟君） パブリックコメントにつきましては、前回の全体会においてパブリックコメントの実施については幹事会のほうに委ねるということをご決定いただきました。

それを受けまして、幹事会ではパブコメをどのように実施するかという協議をいたしました。

そういうことで、まずは、市広報1月15日号でパブコメ募集中のお知らせをいたしまして、15日からホームページ上で条例素案を公開しておりましたが、なかなか件数が集まらないということがありました。

そのことについて、中村先生からの指導がありまして、広聴広報専門部会の委員の方々に市内を回っていただいて、徐々に意見が寄せられてきました。

また、2月1日号の議会報でも掲載したことで、最終的には12件集まったわけです。

そして、これらご意見の取り扱い方ということにつきましては、幹事会の協議において、市のパブリックコメント制度実施要綱がありますので、その要綱に基づいて実施しようということになりました。意見に関してはその考え方を公表するという規定になっておりましたので、今回のような対応になっているというものです。

また、パブコメを受けて、実際に条例に反映させる部分、今回はご意見として賜る部分、それらを先日の幹事会で協議いたしまして、条例に反映させる

べきではないかというところもやはりありました。それは前文であろうということでした。

前文に関してはご意見も多かったところですので、幹事会としてはもう少し久慈らしさの方言として検討を加えようということで、本日の配布案がありますが、それについても本日の全体会で皆さんからご意見をいただきましょうということになってございます。

“じえじえじえ”という言葉を使う、使わないということに関しては、幹事会では用いていきましょうということでの協議でありました。

○砂川利男委員 まずは急ぎすぎだということです。一つの部会でも1年もかかるようなことをやっているのが実際です。

そういった面からいけば、定数部会では部会長がほとんどやってくれたので良かったんですが、他の部会のほうでの取り組みが出てくれば、報酬の数字も直さなきゃならないことになるわけです。

そういう状況が出てくるので、どうしても3部会が揃って、素案がしっかり出た段階で、お互いに修正したり調整したりする部分が多少出ると思う。

それが揃ってから、本会議にかけて正式に施行していくんだという流れにしていかなければならないという意味で申し上げます。

○小倉建一委員 条例部会では、かなり他の部会の協議を待ちながら、それを取り込んでいって、その積み重ねで今日を迎えているという自信を我々条例部会は持っているわけです。

でも、皆さんから今日意見を聞いて、さらに変える部分もあるかもしれないけれども、それは当然受けなければならないことですし。

○委員長（桑田鉄男君） おそらく広聴広報部会についても同じようなことで、やはり回数を重ねながら、状況を見ながら、試行をしながらやってきたということだと思います。

○砂川利男委員 ある一定のものが出てこないダメじゃないのかなと思います。

○委員長（桑田鉄男君） 前文のご意見のように、今すぐ取り組めるものもございますし、それ以外に運用基準でやっていく部分もございますし、いただいたご意見を無にはしないということです。

条例施行後の4月1日以降でも検討していくとい

うことになると思います。いずれ今後も検討はするということです。

定数報酬部会につきましても、中身もたくさんな報告書をいただいております。これについては、結論を出すということではなくて、調査研究をしていただく部会ということで、このような報告書になったと思います。

砂川さんは試算する意味で議員活動日数にも関わってくるのではないかとということです。

○砂川利男委員 全部の部会の素案が出揃った形で、本会議にかけたほうがいいじゃないかということなんです。

○委員長(桑田鉄男君) 本日、皆さんに全部の部会の分をお諮りしているということです。

○小倉建一委員 (1)の議題では、パブリックコメント及び条例最終案をやっていることですが、この最終案については、定数報酬部会なり広聴広報部会なりの報告を受けてから、最終決定という流れではいかがでしょうか。提案します。

○委員長(桑田鉄男君) 先にそちらの報告を受けてから、条例最終案にするかどうかの協議をすることにしたかどうかという意見です。

いかがいたしますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) そのようにしたいと思います。

それでは、協議事項(3)「議会報告会と市民との意見交換会に係る最終報告及び開催要綱について」を議題といたします。

このことにつきまして、広聴広報専門部会から報告をお願いします。

○畑中勇吉委員 それでは私のほうから報告をさせていただきます。

〔報告/質疑意見等〕

○委員長(桑田鉄男君) 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) ないようでありますので、本件につきましては、5月30日に実施した議会報告会の最終報告書を公表するとともに、開催要綱案を後継組織で引き続き検討していただくことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) それでは、そのように決定しました。

○事務局長(一田昭彦君) さきほど、私や城内委員さんがしゃべった部分についても新しい組織で検討ということですか。

○畑中勇吉委員 出された意見はすべて今後の課題として。そうじゃないと尽きないと思う。

○委員長(桑田鉄男君) 次に、協議事項(4)「定数報酬等研究最終報告について」に入ります。報告書については昨日、議場で配布があったと思います。

このことにつきまして、定数報酬等研究部会からの報告をお願いします。

○高屋敷英則委員 それでは、定数に関する報告、報酬に関する報告、それから政務活動費に関する報告があるわけですが、それぞれ簡潔に報告したいと思います。

定数に関しては、定数の上限が撤廃されたという経緯を調べて議論をしたというのが一つです。

それから、議会のあり方はどういうあり方がいいのかという観点から議論しました。

それから、定数に関してのこれまでの久慈市議会での議論の傾向についても、数年前の特別委員会の議事録等を精査しながら分析しました。

それから、議会の構造改革という観点から定数を考えてみたところです。

大きく4つに分けての議論を経て、定数に関しては部会としては、久慈市議会の適正な範囲というもの18人から24人という形で、明確な数字としては出していません。

これは、今の現状を分析した結果でございまして、この間、中村先生がいらした時に近未来のあり方も具体的に考えたほうがいいんじゃないかというご指摘を受けまして、報告書の17頁からは近未来の分権社会ということで、こういうことをやっていかなければならないという報告です。

今現在で権限移譲されているものが430項目です。予算の伴う事業数で1007あるそうです。今後、重要な権限移譲がなされることとございますので、市の仕事は圧倒的に増えると思います。

職員についても仕事をこなすために、これまでは行政改革で職員を減らしたほうがいいんじゃないかという議論も多くあったわけですが、分権社会にな

ると仕事をこなすためにどれぐらいの職員を確保しなければならないのか、むしろ減らすのではなくて増やすというようなことで、これは議会でも同じようなことです。仕事量が増えるわけです。

仕事量が増えることと、人口が減少することで生じるギャップ、領域Fに対する対応を図っていくということで、減らせ減らせではなくて、かと言って増やせということもなかなかできないわけです。

そこで、将来的なギャップを何で埋めていくかという、ICTの活用とか市民協働で補っていかなければいけない部分が出てくる。

議員定数を変えずにそのまま対応するとすると、何らかの形で補充していかなければならないと思います。そういう社会が本格的にやってくるわけですので、安易に定数を減らすことはおかしいんじゃないかということをもとめております。

次に報酬ですが、議員活動の範囲とその領域という2面から捉えて試算しました。これが報告書の大半を占めています。

この報告書は何のために試算したかということについては36頁に書いてあります。この試算に従えば、久慈市議会議員の報酬はいくらが適当なのかが出てきます。それが実際に出ていますが、本文ではなく資料NO. 3のほうに載っております。

本文に数字を載せてしまいますと、かなり高い数字が出ておりますので、数字が独り歩きをしてしまいますので、市民から誤解を生じる可能性が高いということで、資料編に載せております。

こういうモデル試算をしましたので、議員報酬の根拠については、ある程度示すことができたのではないかと、今後の議論の方向性を示すことができたのではないかと思います。これから議論するときのたたき台にしてもらえればと思います。

それから3つ目の政務活動に関する報告ですが、政務活動費は現在5,000円でございますが、すべての議員が足りないということです。少なすぎるということ自体は、会派や議員活動の充実が現実として妨げられている大きな要因であるという議論がありました。

会派や個人の議員活動は、市政発展に資するためには欠かせざるを得ないものでありまして、政務活動費の削減という方向は、議会の役割機能の縮小に

繋がるものだという考え方です。

では、いくらが妥当なのかということで議論しましたが、概ね月額25,000円という金額を提示することになりました。この根拠は、資料NO. 2、2の(2)にあります。

政務活動費は、いわゆる民間で言えば必要経費であるという考え方です。いわゆる議員の日常活動に付随する経費ということで出された数字は25,750円です。

ただこれは、部会が決める問題ではないので、具体的には会派代表者協議会とかで、予算を伴いますので、こういう提言をしますので、ご協議をしていただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、この報告書の取り扱いはどうなるのかということで、委員長のほうから取り扱い方のお話をいただきたいと思います。

○委員長(桑田鉄男君) 報告が終わりました。

それでは、報告書の取り扱いについてでございますが、今後何らかの機会に定数報酬を議論する場があったときに、この報告書が有効に活用されればよいなと思っているところでございます。またそうしていただきたいと思っております。

○高屋敷英則委員 ホームページに公開するということにはなるんですか。

○城内仲悦委員 けっこうの報告書になっています。これはぜひ勉強する機会を、何かあったら勉強するのではなくて、皆さんで勉強会を気長に開くということにすればいいのではないかと思います。

○大沢俊光委員 17頁で、久慈市への権限移譲の項目が430、予算の伴う事業は1007とありますが、私が以前当局に質問したときも1007だったんですよね。この数字は当局から聴き取りしたんですか。それとも資料から調べたんですか。

○高屋敷英則委員 資料です。

○委員長(桑田鉄男君) 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) ないようでありますので、本案につきましては、このとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) そのように決定しました。

それでは、他の協議を終わってからということで

したので、各部会の報告を踏まえて、協議事項（1）のパブリックコメント及び条例最終案の協議をいたしたいと思います。

それでは、条例最終案について説明をお願いします。

○事務局（長内紳悟君） それでは、前段に協議途中でありましたパブリックコメントの回答案と合わせて、議会基本条例の最終案についてご説明させていただきます。

パブリックコメントの回答案につきましては前段でご説明したとおりでありまして、それを受けてご協議いただきたいのは、条例前文についてはもう少し方言を取り入れて修正しようという幹事会の協議でございます。その修正内容を最終案に盛り込むのか盛り込まないのかということが一つです。

もう一つご説明させていただきますが、素案の第6条の議長及び副議長のところでございますが、パブリックコメントを行った素案の段階では、“議長は会派及び委員会から独立した活動をおこなうものとする”という条文でしたが、実はその後において、議長が委員会から独立するかしらないかという部分に疑問点が出てまいりましたので、条例部会のほうで事務局のほうから疑問点として提起させていただきました。

と申しますのは、久慈市議会の委員会条例第2条になるんですが、“議員は少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、議長はこの限りではない”という条文があるんですが、これは平成24年12月に条例改正をして第2条が新たに加わったわけですが、それ以前は地方自治法において、“議員は少なくとも1の常任委員となるものとする”という規定がありました。つまり、これがいわゆる条例委任された背景があります。

ということで、議会基本条例が最高規範となりますので、委員会条例との整合性を図らなければならないのですが、どう整合性を図るかの協議をお願いするものであります。

○委員長（桑田鉄男君） ただいまの説明に関し質問等ございませんか。

○城内仲悦委員 ただし書きということですね。基本条項のほうを生かしたほうが妥当ではないかと思えます。

○事務局（長内紳悟君） 久慈市議会では慣例で、これまで議長が常任委員会から脱退しておりましたが、全国的に見て最近では、常任委員会にも特別委員会にも議長が入るといような動きもあります。

というのは、議員定数が減ってきているということで、議長も一議員として議会の構成員として委員会審議に参加するというものです。

もう一つは、おそらく常任委員会の複数所属が可能になったということもあると思えます。

全国市議会議長会からは、原則的には議員すべてが常任委員会に入らなければいけませんという指導と申しますか、そのような標準委員会条例となっております。

ただ、慣例的に議長が抜けている議会もありますので、議長会の指導によりまして、その場合はやむを得ずのただし書きということになっております。

○畑中勇吉委員 第21条の議会事務局の考え方を教えてほしいですが、“執行機関からの独立性の確保を図るため”とあるんですが、この表現でいいんですか。

○澤里富雄委員 これは部会では特に話はなかったと思いますが、ごく当たり前のことではないかと思うんですが。

○城内仲悦委員 関連しますが、これから法規審査ができるような事務局員の配置が必要だと思うんですが、そういった意味も包含されていると考えていいのでしょうか。

○小倉建一委員 当然そうだと思います。

○城内仲悦委員 そうすると、議長が市長に対してきちんと言わないと人は来ないわけですから、そういう認識をもってやらないと。包含していますとはいえますけど。

○梶谷武由委員 第5条の会派のところですが、“結成するものとする”について、パブリックコメントでもあったわけですが、この条例をそのまま読めば、こういう表現には疑問を感じます。

例えば、できる規定にするとか、あるいは“原則として”を入れるとか、パブコメの回答案でも“原則として”という表現がありますので、それを入れておけばいいような気がします。

このままでは賛成できかねるなど思っています。このまま提案されるのであれば、本会議でも反対討

論をしなければならなくなるなという気持ちを持っています。

ぜひこのところは修正いただきたいと思います。

○城内仲悦委員 私は、できる条項にしたほうがいいのではないかと思います。

例えば、少人数になって会派が無くなっていく可能性もあるわけですから、できる条項に変えたほうがいいと思います。

○木ノ下祐治委員 “原則”を入れればいいんじゃないの。

○委員長（桑田鉄男君） このことについて条例部会での考え方があればお願いします。

○澤里富雄委員 この条項に限らず、最初はできる条項というのが沢山あったんですが、いずれ基本条例ですので、あやふやなものではまずいという考えのもとで、言い切ったような条項にした経緯があります。

特に、会派の条項については相当の時間をかけて部会でも議論されたところですが、最終的にはパブリックコメントの回答にもあるような考えのもとで、このような部会での条項になりました。

○小倉建一委員 私も条例部会の委員として合意したわけですが、できる規定よりは“原則”ということにしないと、我々は会派制を原則でやっているわけですから、“原則”ということでもとめたほうがいいのかなと思います。

○委員長（桑田鉄男君） ただいま小倉委員から、“原則として会派を結成するものとする”とありましたが、そういうことでいかがでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） それでは“原則として”を入れる場所については、法規審査もありますので、そちらと相談したいと思います。

いずれ、“原則として”という文言はどこかには入れるということで決定しました。

他にございませんか。

○砂川利男委員 第12条の反問権は、“許可を得て反問することができる”となっていますが、反問権があつて、通年議会がないのはどういう意味ですか。

○澤里富雄委員 通年議会については、以前にも話したと思いますが、当局との協議が必要だということ、時間を要するというので、今回の条例には載

せておりません。

○砂川利男委員 議会改革の究極に値するのが、通年議会だと思う。

この通年議会を入れないとするならば、何が故に反問権を入れなければならないのかと思う。通年議会が載らないのであれば、反問権も載せるべきではない。

なぜかと言うと、市長と議会は対等の権利行使を持っているわけです。だから、市長が反問できて、議会としては通年議会もできないんだということになれば、ますます独裁に拍車がかかる。

反問権は別の言い方をすれば、喧嘩をするということだ。それでは久慈市議会の権威を損なうに値するという意味から、反問権も載せるべきではない。

○小倉建一委員 その辺もかなりやって、それでも多数決でやるわけにはいかないなどということもあつて、ひとつ将来やるということも当然になってくるだろうし、葛巻町も通年議会を始めているようだから。

ひとつ反問権についてもある程度抑えれば、反問権を通年議会の人質にとらないようなことでやりましょうということはどうですか。

○濱欠明宏委員 私は部会では、通年議会は全体会の判断に委ねることも含めて課題としては上げたつもりです。

当局と折衝中ということもあつて、条例には載せられないけれども、この課題についてはその取扱いをどこかで担保しなさいということ部会では話しました。

○城内仲悦委員 澤里部会長からは当局との話し合いが必要だということでしたが、話し合った経過があるんですか。

○事務局長（一田昭彦君） 当局との話し合いはしたことがございません。というのは、条例部会のほうでは、通年議会の考えをまとめるまでには至らなかったと聞いております。

ということで、まずは議決事件について当局と協議していただきたいということで、議長、委員長と当局協議したところです。

○濱欠明宏委員 部会の説明では協議していることになっていたんです。今はじめて協議していないということが明らかになったんだけど、協議に時間

がかかっているということの説明があつて、いずれ課題としては入れて下さいよという話をしたんです。

私は当初から、参考人招致と通年議会は法律改正になったわけですから、通年議会の取り扱いはきちんとしましょうということは当初からの私の話です。

○城内仲悦委員 当局と協議したのは何ですか。

○事務局長（一田昭彦君） 具体的に言いますと、第10条の議決事件の追加がありますが、これまでは総合計画は地方自治法で策定が義務付けられていました。そして、議会の議決を経ることが定められていましたが、自治法改正により策定義務がなくなりました。

ということで、必然的に議会の議決を経る必要がなくなったものです。

ただし、これについては、全国的には総合計画というものは自治体の方向性を定める重要な計画であるので、やはり住民の意思として議会の議決を経るべきだという流れがありまして、議決条例を作ったり、議会基本条例を作る際に盛り込むということが一般的な流れでしたので、その部分は当局と協議いたしました。

○濱欠明宏委員 そうすると、部会での説明との整合性が無くなる。これは大変なことなんですよ。

○事務局（長内紳悟君） 通年議会に関しては条例部会でかなり回数を重ねて議論してきました。

私のほうから申しあげましたのは、通年議会に関しては執行当局との協議、どうしても毎日議会が開催されるんじゃないかというイメージが先行しますので、執行当局との協議といえますか、お互いが相互理解しながらやっていかなければいけないということのお話はさせていただきました。協議が必要ですよということは、私も口酸っぱく説明させていただいたと思っております。

そういうことで、部会長のほうからも相当の協議を要する事案でありますということになりました。

また、私からは他市の例を示させていただきました。北上市では通年議事を年内に導入する目標でやっております、そこでは当局との合同勉強会をやっていますよというお話もしました。

そういった機会、時間を要するであろうから、これについてはまだまだ時間がかかるということがありまして、当初目標の12月制定にはまだまだ整わな

いだろうということがありまして、協議までには至っていないというものであります。

ただし、私も議事録を確認しないと自信がありませんが、特別委員会が終結された後も改革推進会議が設置されますので、そちらのほうで当局協議は進めていかなければいけませんねという議論があつたと記憶しております。

○濱欠明宏委員 その通りなわけですけども、それは協議をしているということが前提で、改革推進会議でぜひ継続審査してくださいよという話はしていたわけです。

基本的には、反問権とかさまざまな当局との協議の中に通年議会もあつて、水面下では議論しているのかなというイメージがあつたんです。

しかし、現実問題は通年議会についてはまったく水面下でも議論していないということになれば、部会の運営に問題があつたのではないかという気がしてならない。

いずれ、葛巻町も導入したわけですから、なぜ久慈市で導入できないかということになれば、逆にいえば議会の積極的な対応があるかないかの話だと思う。

当局は通年議事を止める権利はないでしょ。ただし、和やかにお互いこういうことをやっていきましょうということでの水面下での議論をしましょうということは理解できるので、いずれ今の議論の取りまとめをしていただきたい。

○城内仲悦委員 私も通年議事を十分理解しているわけではないですが、問題は議会側が通年議事をやりたいというふうにならないと前に進まない課題だと思うんです。

そういった意味では、改革推進会議が設置されるわけですから、そちらでしっかり勉強しながら、当局と協議していくという確認がとれればいいんじゃないでしょうか。

○小倉建一委員 通年議会はぜひ早めの検討をやっていないと、もし当局側から逆に提案されたらどうしますか。格好悪いでしょう。

○高屋敷英則委員 議会の招集権について部会では何か話がありましたか。

○澤里富雄委員 通年議会の話ではありましたけれども。

○事務局(長内紳悟君) 招集権ということですが、実はパブリックコメントにも通年議会のご意見もありました。

現在、招集権は自治法上、原則的に首長がもっております。プラスして、最近の自治法改正で臨時議会の招集権が議長にも付与されました。これは議会強化議論が背景にある改正です。

また、24年改正によって通年議会が制度化されましたが、そうしますと、みなし招集という言い方がされていますが、条例で招集日を定めますので、首長が招集しなくとも自動的に開会となります。

そこら辺の話も部会では議論されたところであります。

○砂川利男委員 反問権は当局からの要請で載せたのか。それとも条例部会のほうで載せたのか。そもその出発点は何だったんですか。

○澤里富雄委員 当局からではありません。部会で話し合ったもので、余所の条例を参考にした中から、反問権を設けようということで載せた経緯があります。

○議長(八重櫻友夫君) 通年議会については私たちの判断で決めればいいことだと思いますので、いずれ私自身の勉強不足もございました。部会の議事録を見て、何度もそういう話が出ているのは見ております。

それについては、新しくできる改革推進会議で早く協議してやるように、部会の皆さんの思いに応えるように努力してまいりたいと思います。

本当は当局に通年議会をやるよというぐらいの気迫があってもよかったのかなという思いもありますが、私自身、通年議会をよく分からなかったというのがあります。

ただ一番感じておりましたのは、市長から招集されるというのは、あまりいい思いはしなかったものですから、改革推進会議で協議しまして早く実現するように頑張りたいという思いがありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、反問権につきましては、規定にあるとおり、議長の権限でということになっておりますので、この点についても十分慎重審議していかねばならないという思いもっております。

やはり今の議会を見ましても、傍聴した方々に言

われたんですが、少し多いんじゃないかということも言われました。ちょっと格好悪いんじゃないかということも言われましたので、そこら辺の関係も議長として勉強して処理していかなくやならないのかなという思いもっておりますので、条例を認めていただきましたら、それを基にして改革推進会議をやっていきたいと思います。

○大沢俊光委員 今度の最終本会議で、この組織も解散するわけだね。いずれ早く成立させたいという、後ろが決まっているが故に、審議時間や協議時間が足らざるが多い。

先進地を見れば、こんな短期間にやっているところはないですよ。それは素晴らしいことだが、専門部会で議論したことを尊重する、大事にする。そういう流れの中で成立させて充実して、足らざるを補っていくという基本スタンスと合意と共有認識がないと、お互い他の部会を揶揄し合っ、捨てゼリフや捨て衣の態度を市民に対してとらないように。

実は、パブリックコメントについても、広聴広報部会で全然出てこないの、心配したのは市民とどんな相談をしてどんな意見を取り上げて、これを立ち上げたんだという話で、パブリックコメントというのはすごく重要なんだよ。

だから、それにも応える姿勢を示すことについても、私ら議員の改革したいという意識なり思いというのを汲んでくれというのを、直接コメントした人をお願いしてコメントをいただいた部分もあるものですから、その姿勢を共有しながら、いい方向にもっていくための原案を上げて、それを詰めていくと。委員長ひとつ発言していただき、認識を共有してほしい。

○委員長(桑田鉄男君) ただいま、議長そして大沢委員からの発言があったんですが、いずれ足らざる部分については、条例施行後に改革推進会議で早急に取り組んでいくということで、共通認識をという発言だと思うんですが、そういうことをご理解いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) それでは、パブリックコメントを踏まえた条例最終案をご協議いただきたいんですが、今出ましたような意見を参考にしながら、パブリックコメントに対する回答案につきましても、

本日の意見等を参考にしながら委員長において調製して公表することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） それでは、パブリックコメントを踏まえた議会基本条例の最終案もいろいろご議論いただきました。

これについても、この通り決定し、委員会発議により最終本会議に提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか――。

○梶谷武由委員 前文については。

○委員長（桑田鉄男君） 前文の修正案というものが配布になっていると思いますが、これはパブコメを踏まえて久慈弁に馴染むようにできればいいかなということでの案でございます。

この中で、特に2行目“このごどをおら達は誇りに思っている”と“このごどはおら達の誇りだ”、これについてどちらがいいか。

○城内仲悦委員 “おら達”とは言わないよ。“おらあどう”だよ。

○委員長（桑田鉄男君） それでは、“達”は“どう”にするということ。

それと、“誇りに思っている”と“誇りだ”ですが。

○事務局長（一田昭彦君） これは、あまちゃんの能年さんが話しているイメージで、“誇りだ”にしてみたものです。

○小倉建一委員 “誇りだ”のほうが強そうで、締りが出るとかと思えます。

○砂川利男委員 幹事会で出たのは、“おらあどう”という個人レベルに近いので、広い意味でいえば“おら達”のほうがいいんじゃないかということで、そうなったはずですが。

○事務局（長内紳悟君） 幹事会で、“おら達”と“おらあどう”の違いについても実は議論されておりまして、最初に出てくる“おら達”は久慈市民全体を指している部分です。

砂川委員さんはそのことをおっしゃっていたのではないかと思います。下の“おらあどう”は議員さん方を指しているということで、それを棲み分けるために表現を変えているものです。

○城内仲悦委員 了解です。理解しました。

○委員長（桑田鉄男君） “誇りに思っている”と

“誇りだ”はどっちがいいですか。

○濱欠明宏委員 そこはもう委員長にまかせます。

○小倉建一委員 “おら達”に振り仮名で“どう”と振っても、それは広い意味だということもあると思いますが、そこら辺は。

○濱欠明宏委員 そこら辺も委員長がこういうふうにしますと提案してくればいい。

○委員長（桑田鉄男君） それでは、“達”は“だち”ということで、そして“誇りに思っている”ということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） それでは、次に、協議事項(2)でやることにしていましたが、「議会基本条例運用基準について」に入ります。お手元には基準案を配布してございます。

本案につきましては、条例施行にあたって実施される事項の運用ルールを定めるものであり、条例策定専門部会において案の作成が進められてきたところであります。本案に関する説明を求めます。

○事務局（長内紳悟君） それではご説明いたします。

〔運用基準説明〕

○委員長（桑田鉄男君） 説明が終わりました。質問意見等ありませんか。

○木ノ下祐治委員 反問権はそれなりにいいとして、反問権を認めれば、逆に一般質問の時、我々は時間規制されているわけですよ。質問する時間がなくなるんですよ。

○委員長（桑田鉄男君） (4)に持ち時間に含まないものとしてございます。

○木ノ下祐治委員 それならいいです。

○城内仲悦委員 持ち時間に含まないものとするとなると、時計をあと一つ付けることになるんですか。

○事務局（長内紳悟君） 時間のカウントは事務局がシステム上で行ってありますが、一時停止機能がありますので、市長から「議長、反問権」との発言があった時点で一時停止し、そのやりとりが終わった後、再開することになります。

○木ノ下祐治委員 例えば、5時まで終わる予定をたてるわけですが、反問権を与えることによって、時計を止める。そうすれば、5時が6時になる可能性が十分出てくるわけですよ。

○濱欠明宏委員 しょうがないでしょう。議長は会議延長できるわけだから。

○木ノ下祐治委員 皆さん、それを納得のうえでやるのであればいいでしょうけど、私は途中退席してもいいですけども。

○梶谷武由委員 反問権の(2)では議員の考えを質すということですが、これはいいわけですが、対案の提示を求める反論も含むというのはいかがなものかと思えます。

例えば、スクールバスが大変だということで、予算がないということで、あなたならどうするんだという反問をされることもあり得るわけですよ。

○大沢俊光委員 予算権がないのに、あなたならどうするんだと喋るほうの市長のレベルの話だよ。売り言葉に買い言葉をするのが議場ではないんだから。

反問権をうんと使うような市長なら、市民から褒められないんだから。

○議長(八重櫻友夫君) この運用基準につきましては、条例部会で詰めていただきました。まだまだ本当はこれをもっと詰めていただくことも必要かなという思いもあるんですが、いずれ終局に来ておりますので、この件については私のほうに一任していただきたいと思えます。

内容については、改革推進会議で相談しながら、直すところは直すということで進めていきたいと思えますので、よろしく願います。

○委員長(桑田鉄男君) それでは本案につきましては、意見等もいただきました。これを踏まえて、議長決裁として一任いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(桑田鉄男君) そのように決定しました。

○事務局長(一田昭彦君) ここでご確認いたしますが、さきほど委員長のほうから条例案は最終本会議において委員会発議で提案したいという話でありました。

そういうことで、会議規則におきますと、委員会提出の議案は提出者の説明を省略できるとしておりますが、やはり市民への説明責任の観点もありますので、委員長からの提案理由を説明した上で、質疑、討論を行った上で採決という流れが望ましいのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○濱欠明宏委員 委員会が提出するということは、全員が納得していることだから、反対討論はありえないにしても、賛成討論はあり得るね。

○事務局長(一田昭彦君) そうだとすれば、提案理由を説明して、質疑、討論は省略して採決する方法もあるかと思えます。一般市民の傍聴の方のためにも、説明はしなければならないと思えます。

○濱欠明宏委員 今の説明では、委員会の発議は説明を省略することができるということだから、別に説明しても別にいいということだ。

○委員長(桑田鉄男君) 次に、協議事項(5)「特別委員会の終結について」に入ります。

本日、各部会から報告がありましたとおり、各部会に付託調査された事項の成果が示され、本特別委員会の所期の目的達成が概ね果たされたのではないかと考えております。

このことから、2月19日の幹事会では、委員会の終結及び新体制の考え方について、議長及び広報編集特別委員長から意見をいただきながら、協議したところであります。

その協議内容であります。議会基本条例の制定に合わせ、本特別委員会を終結させ、条例施行に伴い設置される議会改革推進会議のほか、現在設置されている広報編集特別委員会を委員11名による広聴広報特別委員会に組織改編・設置し、さらに、議長を含む全議員による定数報酬等特別委員会を設置してはどうかというものであります。

このことについては、幹事会及び議長、広報編集特別委員長との意見の一致をみたところであります。

本件に関し、改めて議長及び広報編集特別委員長から意見を求めたいと思えます。

○議長(八重櫻友夫君) ただいま委員長のほうからお話がありましたとおりですが、先日、幹事会におきまして、私の思いをお話させていただきました。

今お話しいただいたとおりですが、広報編集特別委員会の皆さん、広聴広報専門部会の皆さんの考えが一致するのであれば、議会基本条例ができた後、広聴広報特別委員会としてはどうでしょうかとお話した経緯でございます。

あと、定数報酬特別委員会の件ですが、これについては私も当初から、この改革推進委員会が終結したら、やはり特別委員会を設置して、早いうちに結

論を出さなければならぬだろうという思いをもっておりました。

そういう中で、定数報酬部会の報告書にありましたとおり、定数については18人から24人、報酬についてはいくらということで、私もまだしっかり読んでいませんが、政務調査費についてはいくらというのが出されております。

それを基にして、特別委員会を設置して、皆さんでご協議をいただけないものかなという思いでありまして、自分たちで判断を下したいなという思いであります。

幹事会ではせっかく作ってもらった報告書があるから、まだいいんじゃないかという意見もございましたが、特別委員会の設置ということで提案させていただきました。

いずれ、この両特別委員会につきましては、会派共同提案で設置していただければいいかなという思いであります。よろしくをお願いします。

○小倉建一委員 私は3期目に立候補するときに、やはり議員定数は減らすべきだという考えで当選したわけですが、この3期目に議会改革がなったということで、かなり議員の仕事量も増えていくだろうなという思いを強く持っております。

そこで、特別委員会を設置して結論を出すという話は、もう1期、議会改革が進む様子を見てからでもいいかなという思いであります。

○城内仲悦委員 私は、広聴広報特別委員会を作ることについてはいいわけですが、定数報酬については、せっかく改革推進会議があるわけですから、そこが主催して全議員を集めて、高屋敷議員を中心に勉強会をすることが先決だと思います。

実は中村先生がこの間来た時に、この報告書は全国に素晴らしい報告書だと褒めたんですよ。

ぜひそこは議長、拙速に特別委員会を作るのではなくて、改革推進会議があるわけですから、そこで議題にさせていただいて、勉強会を開催してほしいと思います。

○濱欠明宏委員 最初に一つお聞きしたいのは、広聴広報特別委員会を新たに立ち上げるということで、今ある広報編集特別委員会は閉じるということですが、閉じるにあたっては3月4日に閉じる考えかどうかお聞かせください。

○委員長(桑田鉄男君) その部分につきましては、広報編集特別委員長からもまず思いを述べていただきたいと思います。

○畑中勇吉委員 3月4日に広報編集特別委員会を閉じるとなると、議会報の編集の流れが閉じるということになるわけですよ。

そして、条例施行になる4月1日に広聴広報特別委員会が立ち上げられると。

その間は、広報編集特別委員会は継続して、3月4日には第1回目の編集会議を実施できるような形で閉じ方のほうがいいような気がします。

○大沢俊光委員 委員会が出たのはこうだったでしょう。改革推進特別委員会が解散するのに、この部分を付託されたかと言えばされていないと。広聴広報部会は権限以外だから述べられないんだよと。

○濱欠明宏委員 委員長、整理整頓して。

○委員長(桑田鉄男君) 畑中副部会長は、広報編集特別委員長でもあるわけですが、広報編集特別委員長の立場でご意見を聞いたところでございます。

○濱欠明宏委員 整理整頓したいんだけど、実は4月1日施行となっているんだけど、これを3月4日にしてもいいわけですよ。何も4月1日にこだわることはない。というのは、今言った特別委員会の廃止・設置は本会議でなければできないんです。そうすると、仮に4月1日に施行されても、5月臨時会とかでなければ委員会の立ち上げができないんです。

そういった意味で、必要だとするならば、この際、協議が整ったようだから、3月4日に前倒し実施して、改革推進会議を立ち上げて課題を吸収しちゃうと。

そして、さきほど城内委員が言った定数問題について、あと通年議会についても、一度、改革推進会議に預けると。その上で、改めて定数と通年議会はどこかで議論しましょうよということにしないと、ごちゃごちゃして分からない。

だから、3月4日に広報編集特別委員会を閉じて広聴広報特別委員会に切り替えてもいいんですよ。そこは整理整頓しないと。

○畑中勇吉委員 ただ、条例制定との整合性がなければいけないです。

○濱欠明宏委員 だから、条例施行を3月4日にすればいい。皆さんがよければ、施行日を3月4日に

すれば、全て切り替えて立ち上げることができるんです。

それから、定数報酬特別委員会について、私は定数部会の報告書は非常にいいことを書いているんです。14 頁になりますが、“平成 23 年の当時の主な削減の根拠として議論された重要な点について、根拠とはなり得ないものであったことが検証されました”という報告がされているんです。

これは非常に勉強の内容がいいですので、ただちに特別委員会ではなくて、改革推進会議でこれらの取り扱いをしながら本腰を入れて進めていく手法にしないとまずいと思う。

とにかく、3 月 4 日に条例をスタートさせる。そして、特別委員会の廃止と設置をやればいい。

○委員長（桑田鉄男君） 3 月 4 日に条例をスタートさせれば全て解決できるという意見です。

いずれ、3 月 4 日に条例施行させれば改革推進会議もそこで立ち上がると。それから、広報編集特別委員会もそこで終結できると。そして、新しい広聴広報特別委員会もそこで設置できると。

○事務局長（一田昭彦君） 3 月 4 日から 4 月 1 日までの間に空白があるということだと思います。

一つの方法としては、広報編集特別委員会の終結を 3 月 31 日にして、新たな広聴広報特別委員会の設置を 4 月 1 日にするという形です。

もう一つは、濱欠委員さんが言ったように、全ての終結と設置を 3 月 4 日にすると。

そうすると、条例運用基準も正式な改革推進会議で議論できますし、別に運用基準は 3 月 4 日にできていなくてもいいことですから。

あとは事務的なものですけど、条例公布には市長の署名が必要ですので、お願いして公布してもらえばいいことだけです。

○委員長（桑田鉄男君） いずれ 3 月 4 日を条例施行日にして、終結と設置もその日にやるということです。特にこの流れで問題はないということです。

○梶谷武由委員 さきほど広聴広報特別委員会が 11 人という話があったんですが、今は広報編集を 7 人でやっているんですよ。

議会報告会とダブれば大変だということで、分けなければならないとかという話になったとき、議会

報告会を 4 人でやるとなると大変になるわけですが、広報編集を何人で受け持って、議会報告会を何人で受け持つかというのが。

○畑中勇吉委員 新たな組織が立ち上がるわけだから、そこで新しい委員長のもとで体制づくりをしていけばいいんじゃないですか。

○委員長（桑田鉄男君） もう一つ、議長から話のあった件で、定数報酬特別委員会ですが、改革推進会議で再度議論して、しかるべき時に立ち上げてほしいという意見が出ていますが、それ以外にはございますか。

○濱欠明宏委員 反対が出た以上ダメなんですから。満場一致でスタートしないと。一つでも異論が出たとすれば、改革推進会議に預けるといって。

○委員長（桑田鉄男君） この報告書はせっかく立派に作ってもらった資料ですので、委員の皆さんも大事に読んでいただきたいと思います。

○濱欠明宏委員 これは全国議長会に届けたほうがいい。

○大沢俊光委員 議長、ひとつ全国議長会に届けて。

○議長（八重櫻友夫君） 今、濱欠委員さんからもお話ありましたが、定数報酬の報告書ですが、私自身まだ半分しか読んでいませんが素晴らしい資料だと思っておりますので、いずれ全国議長会のほうにも出席しますので、やはりこれは大事にそちらにも紹介していきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（桑田鉄男君） それでは、付託された事項の審査を終了し、委員 11 名による広聴広報特別委員会の設置を確認したうえで、本特別委員会を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桑田鉄男君） よって、本特別委員会は終結すべきものと決しました。

委員各位にはこれまで委員会運営にご協力いただき大変ありがとうございました。

以上で、議会改革推進特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時 13 分 閉会

久慈市議会委員会条例第31条第1項の規定により
ここに署名する。

議会改革推進特別委員長 桑 田 鉄 男